

事 務 連 絡

平成 22 年 2 月 3 日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課

建設業法施行規則の一部を改正する省令等の施行について

建設業者が作成すべき各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書等）については、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）の別記様式等で規定しており、その内容は会社法、会社計算規則、企業会計基準等に準拠して定められている。

今般、平成 21 年 4 月等の会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）の改正、平成 19 年 12 月の「工事契約に関する会計基準」等の企業会計基準の策定・改正により、平成 22 年 4 月以降に提出する株式会社の計算書類の作成方法が変更される。これに伴い、平成 22 年 2 月 3 日付けで建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成 22 年国土交通省令第 2 号）及び建設業法施行規則別記様式第十五号及び第十六号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件の一部を改正する告示（平成 22 年国土交通省告示第 55 号）が公布され、平成 22 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

今般の改正の内容については資料を別添のとおり送付するので、貴団体におかれては、貴団体傘下の建設業者への周知徹底方お願いする。

建設業法施行規則等の改正について

1. 背景

建設業者が作成すべき財務諸表は、会社法、会社計算規則、企業会計基準等に準拠して、建設業法施行規則等で規定されている。今般、会社計算規則等の改正により、本年 4 月以降の株式会社の財務諸表の作成方法が変更されることを踏まえ、建設業者が作成すべき財務諸表についても所要の改正を行う。

2. 主な改正内容

(1) 建設業法施行規則の一部改正

① 貸借対照表（別記様式第15号）の見直し

- ・ 「リース取引に関する会計基準」の改正により、実質的に割賦販売と同一視できるリース取引は、貸借対照表上で売買同様の処理を行うとされた。
⇒同会計基準の改正を踏まえ、貸借対照表の勘定科目として「リース資産」等を追加するとともに、所要の記載要領を追加。

② 注記表（別記様式第17号の2）の見直し

- ・ 「会社計算規則」の改正により、金融商品、賃貸不動産については時価評価に関する注記を行うこととされた。
⇒同規則の改正を踏まえ、注記表に金融商品等の時価評価に関する注記の記載欄を追加するとともに、所要の記載要領を追加。

③ 用語の整理（別記様式第15号、第16号、第18号、第19号）

- ・ 一般の会計慣行に合わせて、用語を形式的に整理（例 受取利息配当金→受取利息及び配当金）。

(2) 関連告示の一部改正

- ・ 「工事契約に関する会計基準」の策定により、売上げ等の計上の原則が工事完成基準（工事完成時に売上等を計上）から工事進行基準（工事の進捗に応じて売上等を計上）に変更された。

⇒同会計基準の策定を踏まえ、「完成工事高」（=売上げ）の勘定科目の定義を変更。

3. 今後のスケジュール

公 布 : 平成 22 年 2 月 3 日

施 行 : 平成 22 年 4 月 1 日

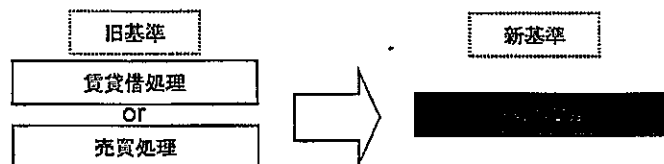
（注記表は、平成 21 年 4 月 1 日より前に開始した事業年度に関しては、従前の様式を使用することが可能）

1. 建設業法施行規則の改正(貸借対照表)

【「リース取引に関する会計基準」の改正】

ファイナンス・リース取引(※)について賃貸借処理(オフバランス)が廃止され売買処理(オンバランス)に統一

(※実質的に割賦販売と同一視できるリース取引)



【省令の改正】

貸借対照表に「リース資産」、「リース債務」の勘定科目を追加等

『(資産の部)	(負債の部)
土地	短期借入金
リース資産	リース債務
建設仮勘定	未払金

2. 建設業法施行規則の改正(注記表)

【会社計算規則第98条の改正】

価格変動リスクの大きい金融商品と賃貸等不動産については、保有状況や時価評価に関する記載を行うこととなった

【省令の改正】

注記表に金融商品、賃貸等不動産の時価評価等に関する記載欄を追加

『金融商品関係	賃貸等不動産関係
(1)金融商品の状況	(1)賃貸等不動産の状況
(2)金融商品の時価	(2)賃貸等不動産の時価

3. 関連告示の改正

【「工事契約に関する会計基準」の策定】

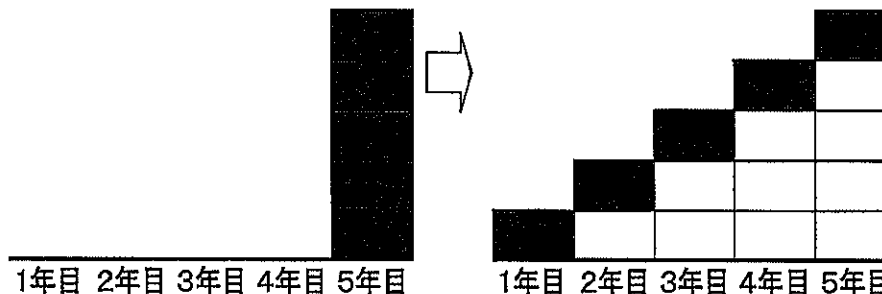
売上等の計上方法については、年度毎の工事進捗度を合理的に見積もれない場合を除き、工事完成基準(工事完成時に一括して売上等を計上)ではなく、工事進行基準(工事の進捗度に応じて売上等を計上)によることとされた

工事完成基準

売上・費用・利益を完成した年に全てまとめて計上する。

工事進行基準

売上・費用・利益を工事の進捗に応じて計上する。



【告示の改正】

「完成工事高」(売上)の勘定科目の定義を変更

〈改正前の定義〉

『工事が完成し、その引渡し完了したものについての最終総請負高及び長期の未成工事を工事進行基準により収益に計上する場合における期中出来高相当額』

〈改正後の定義〉

『工事進行基準により収益に計上する場合における期中出来高相当額及び工事完成基準により収益計上する場合における最終総請負高』

4. 適用時期

平成22年4月1日以降に提出する書類について適用
(注記表は、平成21年4月1日より前に開始した事業年度に関しては、従前の様式を使用することが可能)

建設業法施行規則等の一部改正について

1. 背景

建設業者が作成すべき各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書等）については、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）の別記様式等で規定しており、その内容は会社法、会社計算規則、企業会計基準等に準拠して定められています。

今般、平成21年4月等の会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の改正、平成19年12月の「工事契約に関する会計基準」等の企業会計基準の策定・改正により、平成22年4月以降に提出する株式会社の計算書類の作成方法が変更されることを踏まえ、建設業者が作成すべき計算書類の様式について所要の改正を行います。

2. 概要

(1) 建設業法施行規則の一部改正

① 貸借対照表（別記様式第15号）の見直し

- 「リース取引に関する会計基準」の改正を踏まえ、勘定科目として「リース資産」及び「リース債務」を追加するとともに、同会計基準に則した記載要領を追加します。

② 注記表（別記様式第17号の2）の見直し

- 会社計算規則の改正を踏まえ、金融商品関係、賃貸等不動産関係の注記を追加するとともに、継続企業的前提に関する注記、関連当事者との取引に関する注記に関する記載要領を改めます。
- 「工事契約に関する会計基準」の策定を踏まえ、同会計基準に則して収益及び費用の計上基準に関する記載要領を改めます。また、注記事項として「工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額」、「売上原価のうち工事損失引当金繰入額」を追加するとともに、同会計基準に則した記載要領を追加します。

③ 用語の整理（別記様式第15号、第16号、第18号、第19号関係）

- 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）及び一般的な会計慣行に合わせ、以下のとおり用語の整理を行います。

「〇〇〇計」（例えば、有形固定資産計） → 「〇〇〇合計」

「破産債権、更生債権等」 → 「破産更生債権等」

「受取利息配当金」 → 「受取利息及び配当金」 等

(2) 建設業法施行規則別記様式第十五号及び第十六号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件（昭和59年建設省告示第1660号）の改正

① 貸借対照表関係の見直し

- ・ 「工事契約に関する会計基準」が策定され、工事契約の認識について、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度を合理的に見積もることができる工事については工事進行基準を、それ以外の工事には工事完成基準を適用することとされました。これに対応し、勘定科目「流動資産 未成工事支出金」、「流動負債 未成工事受入金」、「流動負債 工事損失引当金」の定義を同会計基準に即したものに改めます。
- ・ 「リース取引に関する会計基準」の改正を踏まえ、新たに勘定科目として追加された「固定資産 リース資産」、「流動負債 リース債務」、「固定負債 リース債務」の定義を追加します。
- ・ 「財務諸表等規則ガイドライン」の改正を踏まえ、勘定科目「社債発行費」の定義に「新株予約券の発行等に係る費用」を追加します。

② 損益計算書関係の見直し

- ・ 「工事契約に関する会計基準」の策定を踏まえ、勘定科目「売上高 完成工事高」の定義について、同会計基準に則したものに改めます。
- ・ 「棚卸資産の評価に関する会計基準」が改正され、収益性の低下による棚卸資産の簿価切り下げについては、売上原価として処理することとされました。これに対応し、勘定科目「特別損失 その他」の定義を同会計基準に則したものに改めます。

③ 用語の整理

- ・ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び一般的な会計慣行に合わせ、以下のとおり用語の整理を行います。

「破産債権、更生債権等」 → 「破産更生債権等」

「受取利息配当金」 → 「受取利息及び配当金」 等

3. 今後のスケジュール

公 布 平成22年2月3日

施 行 平成22年4月1日

(注記表は、平成21年4月1日より前に開始した事業年度に関しては、従前の様式を使用することが可能)